



沖縄労働基準監督署発表

令和6年10月4日

担	沖縄労働基準監督署 監督課長 北村 隆和
当	電話：098 - 982 - 1263

足場の組立て等作業主任者に作業を監視させなかった、 労働安全衛生法違反の疑いで建設業者を書類送検

本日、沖縄労働基準監督署(署長 比嘉 健三)は、労働安全衛生法違反の疑いで「株式会社浦和工業」(足場組立業)及び「同社の代表取締役」を、那覇地方検察庁沖縄支部へ書類送検しました。

1 被疑者

- (1) 法人 株式会社浦和工業 (うらわこうぎょう)
所在地：沖縄県島尻郡八重瀬町東風平
- (2) 個人 同社代表取締役 A (20歳代、男性)

2 違反条文

労働安全法第14条(作業主任者)
労働安全衛生法施行令第6条第15号(足場の組立て等作業主任者の選任)
労働安全衛生規則第566条第3号(足場の組立て等作業主任者の職務)
同法第119条第1号(罰条)
同法第122条(両罰規定)

3 事件の概要

令和6年7月4日、沖縄県沖縄市美里にある改装工事現場において、足場の組立て作業を行っていた労働者(30歳代、男性)が高圧電線に接触して死亡した労働災害について、現場の足場の組立て等作業主任者である被疑者代表取締役が、足場の組立て作業の進行状況を監視していなかった疑いがあったものです。

4 当署の今後の方針等

令和5年に沖縄県内で発生した死亡災害は6件であり、そのうち5件は当署管内(沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、北中城村、中城村、嘉手納町、読谷村、恩納村、金武町、宜野座村)において発生していることから、管内の建設業に対する監督指導を強化しており、重大又は悪質な事案については、司法処分等厳正な態度を持って臨むこととしています。

関係条文

労働安全衛生法

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

労働安全衛生法施行令

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

十五 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

(該当号抜粋)

労働安全衛生規則

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。

(該当号抜粋)

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 **第十四条**、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(第二、三、四号省略)

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、**第百十九条**又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。